都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき 化学物質のばく露防止対策」の改正等について

大阪労働局管内にある印刷業の事業場で印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事し胆管がんを発症した労働者等については、平成24年4月以降、労働安全衛生総合研究所の協力を得て厚生労働省が行った調査により、洗浄剤に含まれる1,2-ジクロロプロパン(別名 二塩化プロピレン)をはじめとする脂肪族塩素化合物の高濃度の蒸気にばく露していたことが判明し、また、労災請求を受けて厚生労働省が行った「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書において、1,2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとされた。

このため、「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」(平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 1 号)により、1,2 - ジクロロプロパンを取り扱う業務並びに屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を対象として、事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策(以下「旧対策」という。)を定めたところである。

今般、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)、特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)等(以下「労働安全衛生法施行令等」という。)の一部が改正され、1,2ージクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務については、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、作業の記録等の措置が義務付けられることから、旧対策を別添のとおり改正し、平成 25 年 10 月 1 日から適用するので、屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を行うあらゆる業種の事業場に対し、化学物質のばく露防止対策を講ずるよう、引き続き周知徹底を図られたい。

なお、1,2-ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務についての作業主任者の選任及び作業環境測定の実施については、平成26年9月30日までの経過措置が定められていることから、当該期間中における対応は、旧対策の1の(3)のイ「作業指揮者の選任」及び1の(3)のエ「気中濃度の測定等」によることとされたい。

#### 注) 脂肪族塩素化合物

ベンゼン環を含まない鎖状又は環状の炭化水素の水素原子の一部又は全部を塩素原子で置き換えた 構造をもつ化合物。炭素原子と塩素原子の数が数個のものは、常温で液体のものが多く、印刷インキ や金属に付着した油脂の除去に効果的であるが、蒸気圧が高いものは洗浄又は払拭の作業において容 易に蒸発し、作業場内に発散する。引火性の物とそうでない物がある。

平成 25 年 3 月 14 日 改正 平成 25 年 10 月 1 日

洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策

### 1 対象業務

屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄(脱脂を含む。)又は払拭の業務。ただし、有機化合物の含有量が重量の5%以下(特定化学物質障害予防規則((昭和47年労働省令第39号)及びがん原性指針の対象物質については、重量の1%以下のもの)の化学物質のみを用いるものを除く。

注)がん原性指針 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針(平成24年10月10日 健康障害を防止するための指針公示第23号)

## 2 有機溶剤中毒予防規則、がん原性指針等との関係

有機溶剤中毒予防規則(昭和 47 年労働省令第 36 号)、特定化学物質障害予防規則及びが ん原性指針の対象物質については、それぞれの規定に基づき、局所排気装置等の設置、作業 環境測定、作業主任者又は作業指揮者の選任、呼吸用保護具、保護手袋等の使用、特殊健康 診断等必要な措置を講ずること。

#### 3 危険有害性情報に基づく化学物質管理

化学物質の譲渡・提供に当たっては、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)別表第9に掲げる化学物質はもちろんのこと、その他の危険有害化学物質等についても労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 24 条の 15 に基づき、相手方の事業者に対して安全データシート(以下「SDS」という。)を交付することとされているので、化学物質の譲渡・提供を受ける際は、譲渡・提供者から SDS の交付を受け、当該 SDS を活用して次の措置を講ずること。

なお、使用に当たっては、容器への危険有害性情報等の表示を確認の上、SDS を作業場内 に掲示する等により労働者に周知する必要があること。(労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号) 第 101 条第 2 項、労働安全衛生規則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15)

## (1) 雇入れ時等の教育

雇入れ時等の教育には、SDS の記載事項を踏まえ、当該化学物質の危険有害性、取扱い方法、発生するおそれのある疾病の原因及び予防、事故時等における応急措置及び待避等に関する事項についての教育を含めること。(労働安全衛生規則第35条第1項)

## (2) 適切な換気の確保

SDS のばく露防止に関する事項から各種濃度基準等を確認し、労働安全衛生規則第 577 条の規定に基づき、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設ける等により、作業場における空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度とならないようにすること。

なお、一般の事務室等に設置されている空調設備は、温度や湿度の管理を行う観点から 外気の取入れ割合を抑えた還流型の方式が一般的であるが、有害物の排出という観点から は、還流型の空調設備による換気は適切な換気には含まれないこと。

## (3) 呼吸用保護具の使用

洗浄又は払拭の業務を行っている間、作業に従事する労働者及びその近傍にいる他の労働者に有機ガス用防毒マスク等有効な呼吸用保護具を使用させること。ただし、(2)により局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置を設けて発散抑制措置を講ずる場合、又は全体換気装置を稼働させる場合であって労働者が高濃度の化学物質にばく露するおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

### (4) 保護手袋の使用

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させること。ただし、 SDS のばく露防止措置又は保護措置に係る事項を確認し、皮膚に障害を与えたり皮膚から 吸収されたりするおそれがない場合は、この限りでない。

## (5) 引火等の防止

洗浄又は払拭の業務に用いる揮発性化学物質には、容易に引火する物も含まれることから、SDS の取扱い及び保管上の注意、火災時の措置等を確認し、火気その他着火源となるおそれのあるものに接近させない等火災を防止するための措置を講ずること。

## (6) 作業方法等の改善

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者の呼吸域におけるばく露をできるだけ低減させるよう、作業位置、作業姿勢及び作業方法を選択するとともに、作業時間をできるだけ短縮させること。

また、払拭の業務に使用した布片、いわゆる「ウエス」には、相当量の化学物質が残留 しているため第二の発散源となることに留意し、作業場内に放置することなく、蓋付きの 廃棄物入れ等に入れ蓋を閉じておくこと。

## (7) 使用化学物質の代替

化学物質による健康障害を予防する観点から、使用化学物質を別のものに代替しようとするときは、あらかじめ SDS 等によりその有害性がより低いことを確認した上で行うこと。その際、許容濃度、皮膚感作性をはじめ当該化学物質そのものの有害性だけでなく、蒸気圧や使用量など想定されるばく露の程度も勘案する必要があること。

## 4 危険有害性が不明の化学物質への対応

化学物質の譲渡・提供に当たり労働安全衛生法第57条の2及び労働安全衛生規則第24条の15に基づくSDSの交付を受けることができない化学物質については、国内外で使用実績が少ないために研究が十分に行われず、危険有害性情報が不足している場合もあるため、洗浄剤として使用するのは望ましくないこと。やむを得ず洗浄又は払拭の業務に労働者に使用させる場合は、危険有害性が高いものとみなし、以下に規定する措置を講ずるとともに、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることによりばく露を防止すること。

#### (1) 雇入れ時等の教育

労働安全衛生規則第35条第1項に基づく雇入れ時等の教育には、当該化学物質の危険 有害性、取扱い方法、発生するおそれのある疾病の原因及び予防、事故時等における応急 措置及び待避等に関する事項についての教育を含めること。

#### (2) 作業指揮者の選任

事業者は、当該化学物質を用いた洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させるときは、化 学物質の危険有害性に十分な知識を有する者のうちから作業指揮者を選任し、労働者の当 該化学物質のばく露防止の観点から作業を指揮させるとともに、保護具の使用状況を監視 させること。

### (3) 発散抑制措置

屋内作業場において当該化学物質を用いた洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させる

ときは、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設け、当該化学物質の発散を抑制すること。

## (4) 作業の記録

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに、労働者の 氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びに当該化学物質により著しく 汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要を記録し、 これを30年間保存すること。

## (5) 保護手袋の使用

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させること。ただし、 当該化学物質が労働者の皮膚から吸収されるおそれがない場合は、この限りでない。

基発 0827 第 4 号 平成 25 年 8 月 27 日

別記の関係団体の長 あて

厚生労働省労働基準局長

「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき 化学物質のばく露防止対策」の改正等について

労働基準行政の推進については、日ごろより格段のご配慮を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、大阪労働局管内にある印刷業の事業場で印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事し胆管がんを発症した労働者等については、平成24年4月以降、労働安全衛生総合研究所の協力を得て厚生労働省が行った調査により、洗浄剤に含まれる1,2-ジクロロプロパン(別名 二塩化プロピレン)をはじめとする脂肪族塩素化合物の高濃度の蒸気にばく露していたことが判明し、また、労災請求を受けて厚生労働省が行った「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書において、1,2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとされたところです。

このため、「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」(平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 2 号)により、1,2 ージクロロプロパンを取り扱う業務並びに屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を対象として、事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策(以下「旧対策」という。)を定め、その周知につきご協力を要請したところです。

今般、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)、労働安全衛生規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)、特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年労働省令第 39 号)等(以下「労働安全衛生法施行令等」という。)の一部が改正され、1,2ージクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務については、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、作業の記録等の措置が義務付けられることから、旧対策を別添のとおり改正し、平成 25 年 10 月 1 日から適用することとしました。屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を行うあらゆる業種の事業場に対し、化学物質のばく露防止対策を講ずるよう、引き続き傘下会員事業場等に対し、周知いただくようお願いいたします。

なお、1,2-ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務についての作業主任者の選任及び作業環境測定の実施については、平成26年9月30日までの経過措置が定められていることから、当該期間中における対応は、旧対策の1の(3)のイ「作業指揮者の選任」及び1の(3)のエ「気中濃度の測定等」によることとしてください。

#### 注) 脂肪族塩素化合物

ベンゼン環を含まない鎖状又は環状の炭化水素の水素原子の一部又は全部を塩素原子で置き換えた 構造をもつ化合物。炭素原子と塩素原子の数が数個のものは、常温で液体のものが多く、印刷インキ や金属に付着した油脂の除去に効果的であるが、蒸気圧が高いものは洗浄又は払拭の作業において容 易に蒸発し、作業場内に発散する。引火性の物とそうでない物がある。

## 別記

万门記			
1001	マカリュー・マー・エット	1044	一般社団法人合板仮設安全技術協会
1001	アクリル酸エステル工業会	1045	港湾貨物運送事業労働災害防止協会
1002	一般社団法人アルコール協会	1046	コンクリート用化学混和剤協会
1003	公益財団法人安全衛生技術試験協会	1047	一般社団法人コンクリートポール・パイル協会
1004	ECP 協会	1048	酢ビ・ポバール工業会
1005	板硝子協会	1049	公益社団法人産業安全技術協会
1006	印刷インキ工業連合会	1050	公益財団法人産業医学振興財団
1007	印刷工業会	1051	一般社団法人 JATI 協会
1008	公益社団法人インテリア産業協会	1052	一般社団法人色材協会
1009	ウレタン原料工業会	1053	一般社団法人自転車協会
1010	ウレタンフォーム工業会	1054	公益社団法人自動車技術会
1011	エポキシ樹脂工業会	1055	一般社団法人日本自動車工業会
1012	一般社団法人全国LPガス協会	1056	写真感光材料工業会
1013	一般財団法人エンジニアリング協会	1057	一般社団法人住宅生産団体連合会
1014	塩ビ工業・環境協会	1058	一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
1015	欧州ビジネス協会医療機器委員会	1059	一般財団法人首都高速道路協会
1016	押出発泡ポリスチレン工業会	1060	一般社団法人潤滑油協会
1017	一般社団法人海洋水産システム協会	1061	触媒資源化協会
1018	一般財団法人化学物質評価研究機構	1062	触媒工業協会
1019	化成品工業協会	1063	一般社団法人新金属協会
1020	一般社団法人仮設工業会	1064	一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
1021	可塑剤工業会	1065	一般財団法人製造科学技術センター
1022	一般社団法人家庭電気文化会	1066	一般財団法人石炭エネルギーセンター
1023	一般社団法人カメラ映像機器工業会	1067	石油連盟
1024	硝子繊維協会	1068	石油化学工業協会
1025	一般社団法人火力原子力発電技術協会	1069	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
1026	関西化学工業協会	1070	全国農業協同組合中央会
1027	吸水性樹脂工業会	1071	一般社団法人全国木質セメント板工業会
1028	一般社団法人強化プラスチック協会	1072	公益社団法人全国解体工事業団体連合会
1029	協同組合資材連	1073	全国仮設安全事業協同組合
1030	協同組合日本製パン製菓機械工業会	1074	全国ガラス外装クリーニング協会連合会
1031	一般社団法人軽仮設リース業協会	1075	全国機械用刃物研磨工業協同組合
1032	一般社団法人軽金属製品協会	1076	全国グラビア協同組合連合会
1033	研削砥石工業会	1077	一般社団法人全国クレーン建設業協会
1034	建設廃棄物協同組合	1078	一般社団法人全国警備業協会
1035	建設業労働災害防止協会	1079	全国建設業協同組合連合会
1036	一般財団法人建設業振興基金	1080	一般社団法人日本建設機械レンタル協会
1037	一般社団法人建設産業専門団体連合会	1081	一般社団法人全国建設業協会
1038	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会	1082	一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
1039	鉱業労働災害防止協会	1083	全国興行生活衛生同業組合連合会
1040	公益財団法人工作機械技術振興財団	1084	公益社団法人全国産業廃棄物連合会
1041	合成ゴム工業会	1085	全国自動ドア協会
1042	合成樹脂工業協会	1086	全国社会保険労務士会連合会
1043	高発泡ポリエチレン工業会	1087	全国商工会連合会
		1001	

1088	全国醸造機器工業組合	1133	電気硝子工業会
1089	全国製菓機器商工協同組合	1134	電気機能材料工業会
1090	全国製菓厨房機器原材料協同組合	1135	一般社団法人電気協同研究会
1091	一般社団法人全国石油協会	1136	電気事業連合会
1092	全国タイヤ商工協同組合連合会	1137	一般社団法人電気設備学会
1093	全国中小企業団体中央会	1138	一般社団法人電気通信協会
1094	一般社団法人全国中小建設業協会	1139	電機・電子・情報通信産業経営者連盟
1095	一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会	1140	一般社団法人電子情報技術産業協会
1096	一般社団法人全国中小貿易業連盟	1141	電線工業経営者連盟
1097	一般社団法人全国鐵構工業協会	1142	一般社団法人電池工業会
1098	全国伝動機工業協同組合	1143	天然ガス鉱業会
1099	全国鍍金工業組合連合会	1144	一般社団法人電力土木技術協会
1100	一般社団法人全国登録教習機関協会	1145	独立行政法人労働者健康福祉機構
1100	全国土壤改良資材協議会	1146	トラクター懇話会
1101	全国トラックターミナル協会	1147	奈良県毛皮革協同組合連合会
1102	公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	1147	ニッケル協会東京事務所
1103	一般社団法人全国防水工事業協会	1149	日本アクリロニトリル工業会
1104	全国ミシン商工業協同組合連合会	1149	一般社団法人日本アスファルト合材協会
	全国、フン同工来協同組占 建		一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
1106 1107	公益社団法人全国労働基準関係団体連合会	1151	日本圧力計温度計工業会
1107	財団法人先端加工機械技術振興協会	1152 $1153$	日本圧力計価度計工来云 一般社団法人日本アミューズメントマシン協会
	全日本印刷工業組合連合会		
1109 1110	全日本製本工業組合連合会	1154 $1155$	一般社団法人日本アルミニウム協会 一般社団法人日本アルミニウム合金協会
	全日本紙製品工業組合	1156	日本肥料アンモニア協会
1111	全日本革靴工業協同組合連合会		公益社団法人日本医師会
1112		1157	
1113	一般社団法人全日本建築士会	1158	日本医薬品添加剤協会
1114	一般社団法人全日本航空事業連合会	1159	一般社団法人日本医療法人協会
1115	全日本光沢化工紙協同組合連合会	1160	一般社団法人日本医療機器工業会
1116	全日本シール印刷協同組合連合会	1161	日本医療機器産業連合会
1117	全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会		一般社団法人日本印刷産業機械工業会
1118	全日本電気工事業工業組合連合会	1163	日本フォーム印刷工業連合会
1119	公益社団法人全日本トラック協会	1164	一般社団法人日本印刷産業連合会
1120	公益社団法人全日本ネオン協会	1165	一般社団法人日本エアゾール協会
1121	全日本爬虫類皮革産業協同組合	1166	日本エアゾルへアーラッカー工業組合
1122	公益社団法人全日本病院協会	1167	日本ABS樹脂工業会
1123	公益社団法人全日本不動産協会	1168	日本LPガス協会
1124	全日本プラスチック製品工業連合会	1169	一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
1125	一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会		一般社団法人日本エレベータ協会
1126	全日本木工機械商業組合	1171	公益社団法人日本煙火協会
1127	一般社団法人送電線建設技術研究会	1172	一般社団法人日本オーディオ協会
1128	一般社団法人ソーラーシステム振興協会	1173	日本オートケミカル工業会
1129	一般社団法人大日本水産会	1174	一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
1130	ダイヤモンド工業協会	1175	一般社団法人日本音響材料協会
1131	中央労働災害防止協会	1176	日本界面活性剤工業会
1132	超硬工具協会	1177	一般社団法人日本化学品輸出入協会

1178	日本化学繊維協会	1222	日本建築仕上学会
1179		1223	日本建築仕上材工業会
1180		1224	公益社団法人日本建築家協会
1181	一般社団法人日本化学工業協会	1225	一般社団法人日本建築材料協会
1182	一般社団法人日本化学物質安全・情報センター	1226	公益社団法人日本建築士会連合会
1183	一般社団法人日本ガス協会	1227	一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
1184	日本ガスメーター工業会	1228	一般社団法人日本建築板金協会
1185	一般社団法人日本画像医療システム工業会	1229	日本顕微鏡工業会
1186	日本ガソリン計量機工業会	1230	日本高圧ガス容器バルブ工業会
1187	日本家庭用洗浄剤工業会	1231	一般社団法人日本港運協会
1188	日本家庭用殺虫剤工業会	1232	日本光学工業協会
1189	一般社団法人日本金型工業会	1233	日本光学測定機工業会
1190	一般財団法人日本カメラ財団	1234	一般社団法人日本工業炉協会
1191	一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会	1235	日本工業塗装協同組合連合会
1192	日本火薬工業会	1236	日本鉱業協会
1193	日本カラーラボ協会	1237	一般社団法人日本航空宇宙工業会
1194	一般社団法人日本硝子製品工業会	1238	日本工具工業会
1195	日本ガラスびん協会	1239	日本工作機械販売協会
1196	日本硝子計量器工業協同組合	1240	一般社団法人日本工作機械工業会
1197	日本革類卸売事業協同組合	1241	一般社団法人日本工作機器工業会
1198	一般社団法人日本機械工業連合会	1242	一般社団法人日本合成樹脂技術協会
1199	一般社団法人日本機械設計工業会	1243	日本合板工業組合連合会
1200	一般社団法人日本機械土工協会	1244	日本香料工業会
1201	日本機械鋸・刃物工業会	1245	日本精密機械工業会
1202	一般社団法人日本基礎建設協会	1246	公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
1203	財団法人大日本蚕糸会	1247	一般社団法人日本コミュニティーガス協会
1204	一般社団法人日本絹人繊織物工業会	1248	日本ゴム工業会
1205	一般社団法人日本金属プレス工業協会	1249	日本ゴム履物協会
1206	一般社団法人日本金属屋根協会	1250	一般社団法人 日本在外企業協会
1207	一般社団法人日本空調衛生工事業協会	1251	一般社団法人日本左官業組合連合会
1208	日本靴工業会	1252	公益社団法人日本作業環境測定協会
1209	社団法人日本グラフィックサービス工業会	1253	一般社団法人日本サッシ協会
1210	日本グラフィックコミュニケーションズ工業	1254	日本酸化チタン工業会
1210	組合連合会	1255	日本産業洗浄協議会
1211	一般社団法人日本クレーン協会	1256	一般社団法人日本産業・医療ガス協会
1212	一般社団法人日本くん蒸技術協会	1257	一般社団法人日本産業機械工業会
1213	一般社団法人日本経済団体連合会	1258	一般社団法人日本産業車両協会
1214	一般社団法人日本計量機器工業連合会	1259	公益社団法人日本歯科医師会
1215	一般社団法人日本毛皮協会	1260	公益社団法人日本歯科技工士会
1216	日本化粧品工業連合会	1261	一般財団法人日本軸受検査協会
1217	7 日本石鹸洗剤工業組合	1262	日本試験機工業会
1218	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会	1263	日本室内装飾事業協同組合連合会
1219		1001	口卡白新古松工妇人
	一般社団法人日本建設機械施工協会	1264	日本自動車輸入組合
1220		1264 1265	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 一般社団法人日本自動車機械器具工業会

1267	一般社団法人日本自動車機械工具協会	1312	一般社団法人日本鍛圧機械工業会
1268	一般社団法人日本自動車工業会	1313	一般社団法人日本鍛造協会
1269	一般社団法人日本自動車車体工業会	1314	一般社団法人日本タンナーズ協会
1270	一般社団法人日本自動車タイヤ協会	1315	日本暖房機器工業会
1271	一般社団法人日本自動車部品工業会	1316	日本チェーンストア協会
1272	一般社団法人日本自動認識システム協会	1317	日本チエーン工業会
1273	一般社団法人日本自動販売機工業会	1318	一般社団法人日本チタン協会
1274	日本自動販売機保安整備協会	1319	一般社団法人日本中小型造船工業会
1275	一般社団法人日本試薬協会	1320	社団法人日本中小企業団体連盟
1276	一般社団法人日本写真映像用品工業会	1321	一般社団法人日本鋳造協会
1277	一般社団法人日本砂利協会	1322	日本鋳鍛鋼会
1278	日本酒造組合中央会	1323	一般社団法人日本鉄鋼連盟
1279	日本商工会議所	1324	一般社団法人日本鉄塔協会
1280	一般社団法人日本照明工業会	1325	一般社団法人日本鉄道車輌工業会
1281	一般社団法人日本食品機械工業会	1326	一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
1282	一般社団法人日本私立医科大学協会	1327	社団法人日本電化協会
1283	日本真空工業会	1328	公益社団法人日本電気技術者協会
1284	一般社団法人日本伸銅協会	1329	一般社団法人日本電気協会
1285	一般社団法人日本新聞協会	1330	一般社団法人日本電気計測器工業会
1286	日本スチレン工業会	1331	一般社団法人日本電機工業会
1287	日本製缶協会	1332	一般社団法人日本電気制御機器工業会
1288	日本製紙連合会	1333	一般社団法人日本電子回路工業会
1289	公益社団法人日本精神科病院協会	1334	一般社団法人日本電設工業協会
1290	日本精密測定機器工業会	1335	一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
1291	日本製薬団体連合会	1336	一般社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
1292	日本石鹸洗剤工業会	1337	日本陶磁器工業協同組合連合会
1293	日本接着剤工業会	1338	日本陶業連盟
1294	日本ゼラチン・コラーゲンペプチド工業組合	1339	一般社団法人日本銅センター
1295	公益社団法人日本セラミックス協会	1340	一般社団法人日本動力協会
1296	一般社団法人日本繊維機械協会	1341	一般社団法人日本道路建設業協会
1297	日本繊維板工業会	1342	一般社団法人日本時計協会
1298	公益社団法人日本洗浄技能開発協会	1343	一般社団法人日本塗装工業会
1299	一般社団法人日本染色協会	1344	一般社団法人日本鳶工業連合会
1300	一般社団法人日本マリン事業協会	1345	一般社団法人日本塗料工業会
1301	一般財団法人日本船舶技術研究協会	1346	日本内航海運組合総連合会
1302	一般社団法人日本船舶電装協会	1347	日本内燃機関連合会
1303	一般社団法人日本倉庫協会	1348	一般社団法人日本内燃力発電設備協会
1304	一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会	1349	日本難燃剤協会
1305	一般社団法人日本造船工業会	1350	一般社団法人日本ねじ工業協会
1306	日本ソーダ工業会	1351	一般社団法人日本農業機械工業会
1307	一般社団法人日本測量機器工業会	1352	日本パーマネントウェーブ液工業組合
1308	一般社団法人日本損害保険協会	1353	日本バーミキュライト工業会
1309	一般社団法人日本ダイカスト協会	1354	一般社団法人日本配線システム工業会
1310	一般社団法人日本大ダム会議	1355	一般社団法人日本配電制御システム工業会
1311	日本タクシーメーター工業会	1356	一般社団法人日本舶用機関整備協会

1357	一般社団法人日本歯車工業会	1402	一般社団法人日本民営鉄道協会
1358	一般社団法人日本ばね工業会	1403	日本無機薬品協会
1359	日本歯磨工業会	1404	一般社団法人日本綿花協会
1360	一般社団法人日本パレット協会	1405	一般社団法人日本綿業倶楽部
1361	一般社団法人日本半導体製造装置協会	1406	日本メンテナンス工業会
1362	一般社団法人日本半導体ベンチャー協会	1407	公益社団法人日本木材保存協会
1363	一般財団法人日本皮革研究所	1408	日本木材防腐工業組合
1364	一般社団法人日本皮革産業連合会	1409	一般社団法人日本木工機械工業会
1365	日本ビニル工業会	1410	日本有機過酸化物工業会
1366	一般社団法人日本非破壊検査工業会	1411	日本輸入化粧品協会
1367	社団法人日本表面処理機材工業会	1412	日本窯業外装材協会
1368	一般社団法人日本ビルヂング協会連合会	1413	日本溶剤リサイクル工業会
1369	一般社団法人日本フードサービス協会	1414	一般財団法人日本溶接技術センター
1370	日本フォームスチレン工業組合	1415	一般社団法人日本溶接容器工業会
1371	日本吹出口工業会	1416	日本羊毛紡績会
1372	日本弗素樹脂工業会	1417	一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
1373	日本部品供給装置工業会	1418	日本浴用剤工業会
1374	日本プラスチック機械工業会	1419	一般社団法人日本陸用内燃機関協会
1375	日本プラスチック工業連盟	1420	一般社団法人日本猟用資材工業会
1376	一般社団法人日本プラント協会	1421	一般社団法人日本旅客船協会
1377	公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	1422	一般社団法人日本臨床検査薬協会
1378	一般社団法人日本フルードパワー工業会	1423	一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
1379	日本フルオロカーボン協会	1424	一般社団法人日本冷凍空調工業会
1380	一般社団法人日本分析機器工業会	1425	一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
1381	一般社団法人日本粉体工業技術協会	1426	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
1382	日本へアカラー工業会	1427	一般社団法人日本ロボット工業会
1383	一般社団法人日本ベアリング工業会	1428	社団法人農業電化協会
1384	一般社団法人日本べっ甲協会	1429	農薬工業会
1385	日本PETフィルム工業会	1430	発泡スチロール協会
1386	公益社団法人日本保安用品協会	1431	一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
1387	日本ボイラー・圧力容器工業組合	1432	光触媒工業会
1388	一般社団法人日本ボイラ協会	1433	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
1389	一般社団法人日本ボイラ整備据付協会	1434	一般社団法人日本病院会
1390	一般社団法人日本防衛装備工業会	1435	財団法人FA財団
1391	一般社団法人日本貿易会	1436	普通鋼電炉工業会
1392	日本防疫殺虫剤協会	1437	一般社団法人不動産協会
1393	一般社団法人日本望遠鏡工業会	1438	一般社団法人プラスチック循環利用協会
1394	一般社団法人日本芳香族工業会	1439	社団法人プレハブ建築協会
1395	一般社団法人日本縫製機械工業会	1440	米国医療機器・IVD 工業会
1396	日本紡績協会	1441	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
1397	一般社団法人日本包装機械工業会	1442	ポリカーボネート樹脂技術研究会
1398	公益社団法人日本ボウリング場協会	1443	一般財団法人マイクロマシンセンター
1399	一般社団法人日本ホームヘルス機器協会	1444	公益財団法人NSKメカトロニクス技術高度化財団
1400	一般社団法人日本保温保冷工業会	1445	モノレール工業協会
1401	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	1446	公益社団法人有機合成化学協会

- 1447 公益財団法人油空圧機器技術振興財団
- 1448 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- 1449 硫酸協会
- 1450 一般社団法人林業機械化協会
- 1451 林業・木材製造業労働災害防止協会
- 1452 ロックウール工業会
- 1453 建設労務安全研究会

# 洗浄又は払拭の業務における化学物質のばく露防止対策の概要 (H25.3.14労働基準局長名通達/H25.8.27改正)

金属類の脱脂・洗浄は、物づくりのさまざまな工程で行われていますが、揮発性の化学物質が鼻や口、皮膚から入り込みやすいので、洗浄に使う化学物質の選び方や、作業の方法には特に注意を払わなければなりません。

事業者は、どの化学物質を使うのか、それが身体にどういう影響があるのか、 あらかじめ労働者に伝えていますか。

## 洗浄・拭き取りの業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、有機則や特化則で個別規制がなくても次の対策を講ずる。 脱脂洗浄・拭き取りでよく使われるのは、クロロ系、フルオロ系、ブロモ系溶剤や石油系溶剤

## ① SDSの入手と共有

- ・洗浄剤の購入時に資材納入業者などから、化学物質の安全データシート(SDS)を入手
- ·SDSを作業場内に掲示して労働者に周知する。
- ※ 平成24年4月から、すべての危険有害化学物質等について、譲渡提供者はSDSを交付の必要あり。 SDSは、化学物質ごとに、国内外の最新の危険有害性情報をもとに譲渡提供者が作成するが、厚生 労働省WEBには、2000物質以上についてモデルSDSを作成・公表している。
- ※ SDSがない物質は、使用実績がほとんどないこともあるので、有害性が高いと見なすこと。

## ② 換気の確保

換気装置を設け、作業場の気中有害物質の濃度を有害な程度以下にする。 ※許容濃度などの指標は、SDSに記載されている。

## ③ 保護具の使用

洗浄・拭き取りの業務では、作業従事者や近傍の労働者のばく露を低減する ため、有機ガス用防毒マスクや保護手袋を使用させる。

## ④ 作業方法の改善

作業位置、姿勢、作業方法、作業時間を見直してできるだけばく露を減らす。 ウエスも第2の発散源とならないよう適切に処理

## ⑤ 使用物質の代替

SDSで許容濃度や沸点(蒸気圧)などの有害性を比較し、有害性が低いことを確認してから代替する。引火性などの危険性や作業時間への影響にも留意



## 通達の全文は、厚生労働省WEBで御覧になれます。

http://wwwhourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html

内容についてのお問合せは、都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課で承ります。

#### 都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課 郵便番号 都道府県 住所 電話番号 北海道 060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 011(709)2311 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎 青森 030-8558 017(734)4113 岩手 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 020-8522 019(604)3007 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎 宮城 983-8585 022(299)8839 秋田 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎 010-0951 018(862)6683 山形 山形市香澄町3-2-1 山交ビル 990-8567 023(624)8223 福島 福島市霞町1-46 福島合同庁舎 960-8021 024(536)4603 029(224)6215 茨城 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎 310-8511 栃木 320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 028(634)9117 群馬 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 371-8567 027(210)5004 埼玉 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 330-6016 048(600)6206 千葉 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎 260-8612 043(221)4312 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 東京 102-8306 03(3512)1616 神奈川 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 231-8434 045(211)7353 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館 新潟 950-8625 025(288)3505 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 富山 930-8509 076(432)2731 石川 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎 076(265)4424 920-0024 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎 福井 0776(22)2657 910-8559 甲府市丸の内1-1-11 山梨 055(225)2855 400-8577 長野 長野市中御所1-22-1 380-8572 026(223)0554 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎 岐阜 058(245)8103 500-8723 静岡 420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎 054(254)6314 愛知 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 052(972)0256 460-8507 三重 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 514-8524 059(226)2107 滋賀 大津市御幸町6-6 520-0057 077(522)6650 京都 604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451 075(241)3216 大阪 大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館 540-8527 06(6949)6500 兵庫 650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 078(367)9153 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎 奈良 630-8570 0742(32)0205 和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎 和歌山 640-8581 073(488)1151 鳥取市富安2-89-9 鳥取 680-8522 0857(29)1704 島根 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎 0852(31)1157 690-0841 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎 岡山 700-8611 086(225)2013 広島 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 730-8538 082(221)9243 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館 山口 753-8510 083(995)0373 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎 徳島 770-0851 088(652)9164 香川 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎 760-0019 087(811)8920 愛媛 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎 790-8538 089(935)5204 高知 高知市南金田1-39 088(885)6023 780-8548 福岡 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 812-0013 092(411)4798 佐賀 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎 0952(32)7176 840-0801 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル 長崎 095(801)0032 850-0033 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎 熊本 096(355)3186 860-8514 大分 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル 097(536)3213 870-0037 宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎 宮崎 880-0805 0985(38)8835 鹿児島 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎 892-8535 099(223)8279 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 沖縄 900-0006 098(868)4402